

電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[共用部分用]）

料金メニュー表
共用部分用・季節別時間帯別電力
《東京電力パワーグリッド株式会社管内》

実施日 2024年4月1日

NTT アノードエナジー株式会社

料金メニュー表
共用部分用・季節別時間帯別電力
«東京電力パワーグリッド株式会社管内»

目 次

第1条 適用	1
第2条 定義	1
第3条 対象地域	1
第4条 本料金メニュー表の変更等	2
第5条 単位および端数処理	2
第6条 提供条件	2
第7条 使用電力量の計量	3
第8条 日割計算	4
第9条 按分請求	4
料金表	5
1 料金	5
1-1 適用	5
1-2 料金額	6
2 設備利用料	6
3 その他費用	7
3-1 工事費負担金	7
3-2 工事費	7
3-3 付加サービス料	8
附則	9
別表	10
1 使用電力量の協定	10
2 料金および工事費の精算方法	10
3 加重平均力率の算定	11
4 進相用コンデンサ取付容量基準	11

第1条（適用）

この「料金メニュー表 共用部分用・季節別時間帯別電力「東京電力パワーグリッド株式会社管内」」（以下、「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別に定める「電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[共用部分用]）」（以下、「本約款」といいます。）にもとづき、電力提供サービスを提供するときの料金その他の条件を定めたものです。

第2条（定義）

次の用語は、本料金メニュー表において、それぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

用語	用語の意味
管轄電力会社	本料金メニュー表では、一般送配電事業者としての東京電力パワーグリッド株式会社をいいます。
みなし小売事業者	電気事業法にて定められたみなし小売事業者をいいます。
電力会社等	本料金メニュー表では、みなし小売事業者としての東京電力エナジーパートナー株式会社をいいます。
最大需要電力	需要電力の最大値であって、電力量計で計量された30分ごとの使用電力量を2倍した値をいいます。
力率	供給された電力のうち、有効に使用された電力の割合のことをいいます。
夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます
ピーク時間	夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間を除きます。
昼間時間	毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間と日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。
夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額をいい、電気事業者による再生エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）により定められる単価をいいます。

第3条（対象地域）

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は管轄電力会社の供給区域と同一となります。ただし、離島は除きます。

第4条（本料金メニュー表の変更等）

当社は、料金メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を変更または廃止する場合には、本約款第2条（本約款等の変更）によるものとします。

第5条（単位および端数処理）

本料金メニュー表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- イ. 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ロ. 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ハ. 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ニ. 料金その他の計算における金額の単位は、1円とし、1円未満の端数は切り捨てます。

第6条（提供条件）

(1) 対象となるお客さま

本料金メニューは、次のいずれにも該当するお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- イ. 共用部分用として利用すること。
- ロ. 電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。

(2) 提供電気方式、提供電圧および周波数

提供電気方式および提供電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流三相3線式標準電圧200ボルトおよび400ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(3) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ. 契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (イ) 新たに本料金メニューの適用を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (ロ) 使用する受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- (ハ) 使用する受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、使用する負荷設備および受電設備の

内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ. 契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社の協議によって定め

ます。
なお、お客さまが新たに本料金メニューを適用される場合等で、適当と認められるときは、適用開始の日から 1 年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(4) 力率の保持

イ. 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯および小型機器については 90 パーセント以上、動力については 85 パーセント以上に保持していただきます。

ロ. 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表 4（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、設備利用料および再エネ賦課金相当額の合計とし、その適用および料金額は料金表 1（料金）、2（設備利用料）に定めるものといたします。

第 7 条（使用電力量の計量）

(1) 本約款第 14 条（使用電力量の計量）に定める使用電力量の計量方法は、次のとおりといたします。

イ. 使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、原則として提供地点ごとに取り付けた電力量計により提供電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量いたします。

ロ. 当社は、イ. で計量された電力量計ごとの使用電力量を、合算してえた値を使用電力量といたします。

ハ. 料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、ロ. により算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

(2) 当社は、検針による使用電力量を、原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

(3) 電力量計を取り替えた場合は、料金の算定期間における使用電力量は（4）の場合を除き、取り付けおよび取り外した電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(4) 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 1（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定め

ます。

第8条（日割計算）

(1) 本約款第15条（料金の算定）に定める日割計算の算定方法は、次によります。

イ.基本料金を日割りする場合

1月の該当料金×日割計算対象日数÷検針期間の日数

ロ.電力量料金を日割りする場合

電力量料金は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。

ハ.再エネ賦課金相当額を日割りする場合

再エネ賦課金相当額は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。

ニ.設備利用料を日割りする場合

1月の該当料金×日割計算対象日数÷検針期間の日数

(2) の「日割計算対象日数」には、開始日を含み、終了日を除きます。

(3) の「検針期間の日数」は、次のとおりといたします。

イ. 本料金メニューの適用を開始した場合

適用開始日の直前の検針日から、本料金メニューの適用開始直後の検針日の前日までの日数。

ロ. 本料金メニューの適用を終了した場合

終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

第9条（按分請求）

(1) 本約款第15条（料金の算定）および本料金メニュー表第6条（5）の定めにより1基本契約に対し、算定された料金等は、お客様のお申し出により、按分して請求する場合があります。

(2) 料金等の按分は本約款第8条（契約の単位）に定める1基本契約に対し、原則として3按分までとし、按分は電力量計を最小単位とする、お客様の指定する区分毎の使用電力量と、1基本契約に対する使用電力量の合計の比率により実施するものといたします。

(3) 按分における金額の単位は1円とし、1円未満の端数は切り捨てることとし、余りが発生した場合は、事前にお客様が指定する主たる区分に合算することといたします。

(4) 支払方法は、原則として本約款第18条（料金その他の支払方法）に定める、イ.口座振替払いとします。

(5) 按分はお客様がお申し出いただいた月の翌月の利用分の請求から適用いたします。

(6) お客様から別表3-3（付加サービス料）に定める各種付加サービスのいずれかについてお申し出があった場合に当社は1基本契約に対し1の当該サービスを提供するものとし、付加サービス利用料は料金とあわせて按分することといたします。なお、按分を適用する場合は別表3-3（付加サービス料）イ. 料金明細内訳書事前案内手数料における紙媒体による料金明細内訳書の送付は実施しないこととし、料金等の明細についてはインターネットから専用サイトにて閲覧いただくこととします。

料金表

1 (料金)

1-1 (適用)

区 分	内 容
イ. 基本料金の適用	基本料金は、1月につき、その契約電力に1-2(料金額)イ.に定める基本料金単価を適用して算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。
ロ. 電力量料金の適用	(イ) 電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量に1-2(料金額)ロ.に定める電力量料金単価を適用して算定いたします。 (ロ) 昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 (ハ) 電力量料金は、本表ハ.欄により算定される燃料費等調整額を差し引き、または加えたものといたします。
ハ. 燃料費等調整額の適用	燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に1-2(料金額)ハ.に定める燃料費等調整単価を適用して算定いたします。
ニ. 力率割引の適用	(イ) 力率は、原則として100パーセントとみなし、基本料金について15パーセント割引して適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は、力率割引を適用いたしません。 (ロ) 当社が必要と認めるときには、力率を実際に確認させていただく場合があります。この場合、力率は別表3(加重平均力率の算定)にもとづき算定いたします。
ホ. 再エネ賦課金相当額の適用	(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係わる納付金単価を定める告示がなされた年の5月検針分の電気料金から翌年4月検針分の電気料金まで適用いたします。 (ロ) 再エネ賦課金相当額は、その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
ヘ. 口座振替割引の適用	口座振替払いを選択されたお客さまについては、各回請求額(消費税等相当額を含みます。)より55円割引いたします。
ト. 適用開始等から1年に満たないで解約または廃止があった場合の料金の精算	お客さまが、新たな契約もしくは契約内容の変更により本料金メニューを新たに適用開始した日以降1年に満たないで基本契約を解約(本約款第31条(当社からの契約の解約等)(1)によるものを含みます。以下同じとします。)または本料金メニューの適用を廃止した場合には、当社は、基本契約の解約日または本料金メニューの廃止日に、別表2(料金および工事費の精算方法)に定めるところにより料金を精算していただきます。

1-2 (料金額)

区 分	料金額
イ. 基本料金単価	電力会社等が公表している高圧の「業務用季節別時間帯別電力」相当の現に適用している契約電力 1 キロワットあたりの基本料金単価と同額
ロ. 電力量料金単価	電力会社等が公表している高圧の「業務用季節別時間帯別電力」相当の現に適用している季節別、時間帯別それぞれの電力量料金単価と同額
ハ. 燃料費等調整単価	電力会社等が公表している高圧の「業務用季節別時間帯別電力」相当の現に適用している燃料費等調整単価と同額

2 (設備利用料)

単 位	設備利用料の額
1 契約ごとに月額	対象建物ごとに本サービスの基本契約を結ぶ際の承諾条件として当社が定めた額

3 (その他費用)

3-1 (工事費負担金)

工事費負担金は、発生する工事の態様に応じて次表のとおり申し受けます。

種 類	工事費負担金の額
イ. 電力提供サービスの提供、変更および廃止にともなう工事費負担金	管轄電力会社が公表する託送供給約款等または電力会社等が公表する電気供給約款等における工事費負担金に準じた額
ロ. 適用開始等から1年に満たないで解約または廃止があった場合の工事費負担金の精算	お客さまが、新たな契約または契約内容の変更により本料金メニューを新たに適用開始した日以降1年に満たないで基本契約を解約（本約款第31条（当社からの契約の解約等）（1）によるものを含みます。以下同じとします。）または本料金メニューの適用を廃止した場合には、当社は、基本契約の解約日または本料金メニューの廃止日に、別表2（料金および工事費の精算方法）にもとづき工事費負担金を精算していただきます。

3-2 (工事費)

工事費は、発生する工事の態様に応じて次表のとおり申し受けます。

種類	工事費の額
イ. サービス提供停止の解除	本約款第22条（サービス提供停止の解除）に定める再開にあたって特別な対応を必要とする場合の基本工事費 時間あたり基本費用 11,000 円（税抜 10,000 円） なお、上記基本費用のほか、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を申し受ける場合があります。
ロ. 電力量計の取り付け等	本約款第27条（設備の賠償）に定める亡失もしくは修理不可能となった当社の電力量計を取り替え、またはお客さまの希望により電力量計を増設もしくは付替え等する場合の標準工事費（機器代を含む。） 1 電力量計あたり 44,000 円（税抜 40,000 円） なお、作業時間および移動時間の合計が3時間をこえる場合、または当社の営業日の午前9時から午後5時までの時間以外の時間での対応となる場合など標準工事費にて対応できない場合等には、別途、割増料金を含めた合理的な範囲で算定した追加費用を申し受ける場合があります。
ハ. その他特別な工事等をする場合の工事費	お客さまの希望に応じて特別な工事または設備の施設を行なう場合、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を工事費として申し受けます。

3-3（付加サービス料）

付加サービス料は、当社が提供した付加サービスに応じて次表のとおり申し受けます。

付加サービス料の種類	適用	料金額
イ. 料金明細内訳書事前案内手数料	<p>口座振替払いまたはクレジットカード払いを選択されるお客さまが、口座振替日またはクレジットカード払いの引き落とし日に先だつて紙媒体による料金明細内訳書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは、事前に当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注）当社専用 Web サイト（でんき案内板）においても料金明細等を確認いただけます。自然環境保護等の観点からも当該 Web サイトの利用をおすすめいたします。</p>	110 円/月
ロ. 請求書再発行手数料	<p>請求書兼払込取扱票（以下「請求書」といいます。）により料金等その他費用を支払っていただくお客さま（口座振替払いで口座振替日に引き落としができなかったお客さまを含みます。）へ請求書を再発行する場合に適用いたします。</p> <p>（注）請求書に記載の支払期限までに支払っていただけなかった場合、督促のためお客さまの承諾をえることなく請求書を再発行することがあります。この場合、支払っていただくまでの間に再発行するつど、再発行した回数分の請求書再発行手数料の累積額を請求額に上乗せして請求いたします。</p>	305 円/回
ハ. 支払証明書発行手数料	<p>月々の支払いを証明する支払証明書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注 1）支払証明書にて証明可能な範囲は、発行申込みのあった当月の請求分を含み、直近 15 ヶ月分までの請求分となります。ただし、支払証明書 1 枚あたりで証明できる範囲は、12 ヶ月分までといたします。</p> <p>（注 2）別途、郵送料が必要となる場合があります。</p> <p>（注 3）クレジットカード払いの場合は、お客さまがそのクレジット会社へ支払いを行なったものに限り、この証明は有効となります。</p>	440 円/枚

附 則

附則（2024年3月25日第001697号）

第1条(実施期日)

本料金メニュー表は、2024年4月1日から実施します。

第2条（燃料費等調整についての経過措置）

本料金メニュー表実施の際現に変更前の当社の「料金メニュー表 共用部分用・季節別時間帯別電力「東京電力パワーグリッド株式会社管内」」の適用を受けているお客さまの燃料費等調整単価は、本料金メニュー表実施の際現に締結されている基本契約の契約期間の始期が2023年4月2日から2023年9月30日までのいずれかの場合、本料金メニュー表実施の際現に締結されている基本契約の延長前の契約期間満了日を含む月に係る料金の算定期間の終期までの間、第6条（5）ならびに料金表1（料金）1-1（適用）ハ、および料金表1（料金）1-2（料金額）ハ.にかかわらず、2024年4月1日実施の電力会社等の電気需給約款[高圧]の附則第4項（8）「燃料費等調整」に従って算定される燃料費等調整単価と同額の燃料費等調整単価を適用するものとします。

第3条（基本料金および電力量料金についての経過措置）

本料金メニュー表実施の際現に変更前の当社の「料金メニュー表 共用部分用・季節別時間帯別電力「東京電力パワーグリッド株式会社管内」」の適用を受けているお客さまの基本料金単価および電力量料金単価は、本料金メニュー表実施の際現に締結されている基本契約の契約期間の始期が2023年4月2日から2023年9月30日の場合、本料金メニュー表実施の際現に締結されている基本契約の延長前の契約期間満了日を含む月に係る料金の算定期間の終期までの間、第6条（5）ならびに料金表1（料金）1-1（適用）イ.およびロ. ならびに料金表1（料金）1-2（料金額）イ.およびロ.にかかわらず、2024年4月1日実施の電力会社等の電気需給約款[高圧]の附則第4項(1)業務用季節別時間帯別電力ロ.「料金」に記載の基本料金および電力量料金の単価と同額の単価を適用するものとします。

別 表

1 (使用電力量の協定)

使用電力量を協議によって定める（以下「協定」といいます。）場合は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ. 前月または前年同月の使用電力による場合

前月または前年同月の使用電力量 ÷ 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

ロ. 前 3 月間の使用電力量による場合

前 3 月間の使用電力量 ÷ 前 3 月間の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の電力量計等に計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の電力量計等によって計量された使用電力量による場合

取替後の電力量計等によって計量された使用電力量 ÷ 取替後の電力量計等によって計量された期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(4) 参考のために取り付けた電力量計等の計量による場合

参考のために取り付けた電力量計等によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 ÷ {100 パーセント + (±誤差率)}

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

2 (料金および工事費の精算方法)

本料金メニューの適用開始日以降 1 年に満たないで基本契約を解約または本料金メニューを廃止する場合

イ. 料金

当社は、適用開始日から解約日または廃止日の前日までの期間について、さかのぼって以下の臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力の料金を適用して算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

(イ) 基本料金

電力会社等が公表している高圧の「臨時電力」相当の基本料金単金と同額

(ロ) 電力量料金

電力会社等が公表している高圧の「臨時電力」相当の電力量料金単金と同額

ロ. 工事に関する費用

当社は、本料金メニューの適用開始にともない新たに施設した設備について、以下の臨時工事費

として算定される額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

臨時工事費

電力会社等が公表する高圧の「臨時電力」相当の供給を受けるお客さまのために新たに設備を施設される場合に適用される工事費の額と同額

3 (加重平均力率の算定)

- (1) 電灯の基準電力の力率は、100 パーセントといたします。
- (2) 動力の基準電力の力率は、次のとおりといたします。
 - イ. 動力の基準電力を算定する場合は、電気機器の力率をその負荷設備の入力によって次の算式により加重平均して得た値といたします。この場合、電気機器の力率は、別表 4 (進相用コンデンサ取付容量基準) の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けられていないもののうち、電熱器については 100 パーセント、その他については 80 パーセントといたします。
 - ロ. お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めた場合には、イ.によらず、動力の基準電力の力率は、100 パーセントといたします。
- (3) 加重平均力率は、電灯の基準電力の力率と動力の基準電力の力率を加重平均した値といたします。
- (4) お客さまの力率状況を確認した結果、必要な対策がされていなかった場合、料金表 1 (料金) に定める力率割引は適用いたしません。この場合、お客さまは、必要な力率対策を講じたときは、すみやかにその旨を当社に申し出ていただけます。当社が適正であると確認できた場合、確認できた日以降の検針日から力率割引を適用いたします。

4 (進相用コンデンサ取付容量基準)

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ. けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ. ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ. 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ. 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)	0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)							
使用電圧 100 ボルト	50	75	75	75	100	100	100
使用電圧 200 ボルト	20	20	30	30	40	40	50

(ロ) 3相誘導電動機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	50 ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60 ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ. 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむを得ない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイ.に定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ. 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付 容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ. 交流抵抗溶接機

イ.の容量の 50 パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2)もしくは(3)のいずれにも該当しない電気機器、または(1)、(2)もしくは(3)のいずれの取り扱いによることも不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。